

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区の設立認可
- 土地配分計画の作成
- 土地改良区の成立
- 土地改良区の定款変更の認可
- 建設業者の登録
- 森林区施業計画案の公表
- 保安林指定の解除予定
- 米飯提供業者の登録
- 寄生虫検査料の減額
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- 職業訓練指導員試験の実施
- ◇公告 昭和三十五年鳥取県職員採用試験の合格者

告示

鳥取県告示第五百六十四号

昭和三十五年八月四日付けで岩美郡福部村大字細川山根秀雄ほか二十一人の者から申請のあつた栗谷筋溪土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十五年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - （一）土地改良事業計画書の写
 - （二）定款の写
- 二 縦覧に供する期間

昭和三十五年十一月二十日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所

岩美郡福部村役場

鳥取県告示第五百六十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二

条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので
同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十五年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所在地			入植		増反		団体		備考
		郡市	町村	大字	口数	予定売渡面積	口数	予定売渡面積	口数	予定売渡面積	
土地	大(上中山)	西伯	中山	羽田井	五	三、〇〇〇	反	一	一、二〇〇	反	新規入植 団体 一組合 五戸 (萩原開拓農協)
	山(笹ヶ平)	東伯	関金	野添	二	五、七六	反	一	三、〇〇〇	反	承継入植 既入植追加配分 団体 一組合 一戸 (笹ヶ平開拓農協)
	大(日光)	日野	溝口	富江	三	三、三〇〇	反	一〇	六、一〇〇	反	既入植追加配分 新規増反 団体 三戸 (富江、大阪、白水各共有)
	宇倍野(第二)	岩美	福部	久志羅	一	一、九〇〇	反	一	一	反	承継入植 一戸
	賀野	西伯	会見	朝金	一	一	反	四六	八、五〇〇	反	既増反追加配分 四六戸
	新屋	日野	日南	新屋	二	二、〇〇〇	反	一	一	反	承継入植 二戸
	弓ヶ浜	境港		渡外江	一	一	反	一	二、九〇〇	反	団体
計					一六	一、五七、〇九六	反	六七	一、四一、〇二六	反	五三、一〇四

鳥取県告示第五百六十六号

気高郡青谷町大字青谷田中沢蔵ほか十六人の者から申請のあつた青谷町西町土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条の規定により昭和三十三年十一月十五日成立した。

昭和三十五年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、鳥取市上井手土地改良区の定款

変更を、昭和三十五年十一月十五日認可した。

昭和三十五年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十五年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (第五二四号)	昭三五、一〇、二	横川工務所	岩美郡岩美町浦富	横川 為治
〃〃第六九八号	〃〃〃〃	宮 脇 組	気高郡気高町大字勝見	宮脇 秀正
〃〃第六九七号	〃〃〃〃	(株)岡田組	岩美郡岩美町本庄	岡田 長平
〃〃第七〇〇号	〃〃〃〃	足 立 組	境港市明治町七二	足立 潔
〃〃第六九六号	〃〃〃〃	(有) 足立ポンプ工作所	〃 京町一七四	足立 常市
〃〃第四八号	〃〃〃〃	上 向 組	東伯郡赤碕町大字赤碕	上向 歳明
〃〃第六九九号	〃〃〃〃	下菊工務店	米子市万能町三	下菊 鹿藏
〃〃第一九一号	〃〃〃〃	水 口 組	鳥取市西品治町一三	水口 鹿男
〃〃第七〇一号	〃〃〃〃	新栄建設(株)	米子市赤井手六六	木村 兼吉
〃〃第三五六号	〃〃〃〃	松 田 組	八頭郡郡家町大字万代寺	松田 乙藏
〃〃第八四号	〃〃〃〃	和田建設(有)	日野郡日南町生山	和田伝三郎
〃〃第七〇二号	〃〃〃〃	日 下 組	〃 〃 神福原一六一六	日下 貞光
〃〃第五三三号	〃〃〃〃	(株)大内組	鳥取市吉方三二〇	岡田 哲夫
〃〃第五二六号	〃〃〃〃	山 口 組	東伯郡羽合町上浅津	山口 覚雄
〃〃第七〇六号	〃〃〃〃	高 栄 建設	鳥取市東品治一〇ノ一	西村 鉄実
〃〃第七〇四号	〃〃〃〃	吉 村 組	〃 南行徳七二ノ三	吉村 武雄

〃〃第七〇五号	〃〃〃〃	(有) 気高工務所	気高郡鹿野町大字鷲峰	木下 静造
〃〃第七〇三号	〃〃〃〃	(有) 丸 亀 組	鳥取市行徳一三八	今本 良造
〃〃第七〇七号	〃〃〃〃	(株)中 組	岩美郡国府町大字麻生	北村 春末

鳥取県告示第五百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七十条第一項の規定により、12ノ21森林区施業計画案を昭和三十三年十一月十八日から三十日間次の場所において公表する。

昭和三十五年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 鳥取県庁農林部林務課
- 一 鳥取県東部山林事務所

鳥取県告示第五百七十号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十五年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日野郡溝口町大字岩立字枡水高原一、二ノ七五、一、二ノ八六並びに同郡同町大字大内字枡水原一、〇六九ノ五二所在の森林
 指定の目的 水源かん養のため
 解除の理由 指定理由の消滅
 申請者 松江市白濁本町一八

山陰合同銀行健康保険組合
 理事長 立 正 嘉

鳥取県告示第五百七十一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十五年十一月

十四日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十五年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 氏名 名称又は 住所 営業所の所在地

六三七 常田 修 椎茸会館 鳥取市吉方 鳥取市富安
三二〇 土島八三ノ

鳥取県告示第五百七十二号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条
例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条
の規定により、寄生虫検査料を次のように減額し、昭和
三十五年十一月二十一日から十二月五日までの間適用す
る。

昭和三十五年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

寄生虫検査料

集卵法 十五円

ただし、保育所、幼稚園、小、中、高校
の学生、生徒、児童は 十円

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十二号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年十一月十八日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

- 一 日時 昭和三十五年十一月二十一日 午前十一時
- 二 場所 鳥取県教育委員会 会議室
- 三 議題
 - 1 市町村教育長の承認について
 - 2 高等学校の設置課程再編成計画について
 - 3 その他

公 告

職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十四条及び職業訓練法施行令（昭和三十三年政令第百九十九号）
第七条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり行なう。

昭和三十五年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の区分及び科目

試験は、次の免許職種について、それぞれ学科試験及び実技試験によつて行なう。

自動車整備工
木 工

免許職種	実技試験の科目	学 科 試 験 の 科 目
自動車整備工	一 各種自動車の分解及び組立作業 二 各種自動車の修理及び調整作業	一 指導方法（訓練計画、訓練方法、作業分析、作業管理、労務管理、生活指導） 二 関連学科 <ul style="list-style-type: none"> 1 自動車工学（自動車の種類及び構造、各部の装置、機関の構造及び機能、計測器） 2 整備法（部品加工法、組立法、調整法、故障発見、試験測定法、修正基準） 3 材料（自動車用材料一般）

木 工	一 木製品加工作業 二 製材作業	4 製図(製図法、読図法) 一 指導方法(訓練計画、訓練方法、作業分析、作業管理、労務管理、生活指導) 二 関連学科 1 機械工学大意(機械の要素、木工機械の構造及び機能) 2 工作法(木材乾燥法、木材工作法、組立法、製材及び木工機械の取扱法、塗装法) 3 材料(木材の種類、性質、木工用材料一般) 4 製図(製図法、読図法)
免許職種 自動車整備工	免除を受けることができる者 自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)による一級四輪自動車整備士、一級三輪自動車整備士若しくは一級二輪自動車整備士又は二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士の技能検定に合格した者	免除の範囲 実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
木 工	前回の職業訓練指導員試験において実技試験又は学科試験に合格した者 大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧	実技試験又は学科試験の全部 学科試験の科目のうち

二 実技試験又は学科試験の免除
 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることのできる者は、次のとおりとする。

三 試験の期日	<p>学科試験 昭和三十六年二月十九日(日)</p> <p>実技試験 昭和三十六年二月二十日(月) から二十一日(日)までの間において別に指定する日</p>	ち関連学科
四 試験の場所	<p>倉吉市駄経寺、倉吉職業訓練所</p> <p>五 参集時刻及び携帯品 参集時刻 試験期日の午前八時半 携帯品 筆記具、昼食</p> <p>六 受験申請手続 1 受験申請書、履歴書、戸籍謄本又は抄本及び写真(名刺型とし、申請前六月以内に撮影した正面脱帽の写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものの)</p>	<p>ようとする者については前記二学科試験の免除の表中欄に掲げる者に該当することを証する書面</p> <p>2 書類の提出先 鳥取市本町三丁目 商工会館別館</p> <p>3 書類の提出期間 昭和三十六年一月九日(月)から昭和三十六年一月二十日(金)まで</p> <p>4 受験手数料 免許職種ごとに次の額による鳥取県収入証紙を受験申請書にはり付けること。</p>
免許職種	自動車整備工	七〇〇円
学科試験	五〇〇円	

木	工	実技試験	七〇〇円
〃		学科試験	五〇〇円

5 受験票の交付
書類を受理したときは、受験票を交付する。

七 合格者の発表
昭和三十六年三月三十一日(金)までに、合格者氏名を鳥取県公報に登載するとともに、合格証書を本人に交付する。

八 欠格者

次の各号の一に該当する者は、試験を受けることができない。

- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 職業訓練指導員免許の取消を受け、取消の日から二年を経過しない者

九 その他

1 職業訓練指導員試験申請書用紙等は、商工労働部

職業安定課において交付する。
2 受験手続等について不明の点は、商工労働部職業安定課に問い合わせること。

昭和三十五年鳥取県職員採用試験の合格者を次のように公告する。

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

上級試験

行政職

受験番号	氏名	受験番号	氏名
一六	山田 繁喜	一〇三一	高橋 伴明
七	岩谷 理一	一〇二〇	小原 堅治
四	中西 康允	二〇	健代 浩理
一〇一八	松本 貢	一	下田 幸雄
五六	田中 博		(以上 九名)
土木職			
受験番号	氏名		

一〇〇九 林原 寛 (以上 一名)

農業職
受験番号 氏名 受験番号 氏名

二八 広部 誠 三八 足立 哲

二九 紀平 昌義 九 米沢 輝夫 (以上 四名)

林業職
受験番号 氏名 受験番号 氏名

二三 沢米 由己 八 原田 公夫

一四 新見 盛也 (以上 三名)

獣医職
受験番号 氏名 受験番号 氏名

一 福田 豊 五 野藤 隆夫

一〇〇三 長尾 利彦 (以上 三名)

農業土木職

受験番号 氏名

三 加藤 英夫 (以上 一名)

農芸化学職

受験番号 氏名 (以上 一名)

初級試験

一般事務職

受験番号	氏名	受験番号	氏名
二六八	山本真須子	一一九五	佐伯 紀子
一〇三三	山根 邦重	三〇一	福井 睦夫
七一	馬場 昭恵	一一一九	長尾 昭
二〇三	山崎 佳子	二四九	津村 京子
二四四	安木喜純夫	二六四	小沢 信子
三六八	笹尾 欣章	一〇〇一	山田 耿生
三二三	西尾 幽香	一〇三五	安井 勝
一二	白木 政己	一一四	田中 修
二七〇	植田美栄子	一一六八	後藤三枝子
七〇	坂川 礼子	二四八	山本美智子
一一五	三嶋 玉恵	四四	安木しげる
一一三	大田光之介	一〇五五	木島 友三
四二四	岩田 全一		(以上 二五名)

電 気 職

受 験 番 号 氏 名

一〇 中 島 英 機
一三 石 塚 輝 之

受 験 番 号 氏 名

三 広 畑 正 義
二 白 井 達 郎
(以上 四名)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発 行 日 火、 金

発 行 者
刷 所

(定価)

鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 一 丁 目
鳥 取 県 鳥 取 市 栗 谷 町 印 刷 所
鳥 取 県 鳥 取 市 栗 谷 町 印 刷 所
一 部 月 極 一 二 〇 円 (配 送 料 共)